【手数料を納付書で支払う場合】

高圧ガス製造施設完成検査申請について

１　高圧ガスの製造許可及び変更許可後は、都道府県の完成検査が必要です。

高圧ガス製造許可又は高圧ガス製造施設等変更許可を受けて製造施設の工事を終えたときは、鳥取県知事が行う完成検査を受けて合格した後でなければ、これを使用することはできません。

但し、高圧ガス保安法第２０条第３項但書に基づいて高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査を受検した場合は、その旨を鳥取県知事に届け出ることにより、鳥取県知事の完成検査に代えることができます。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 製造施設完成検査申請書（様式第１３） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。**  **（詳細は下記３を参照）** |
| 高圧ガス設備の機器番号（成績書の番号）を記載したフローシート | 1 |  |
| 特定設備検査合格証、高圧ガス設備試験等成績証明書、認定試験者試験等成績書又はコールドエバポレーター移設性能検査合格証の写し等 | 1 | 設備製作時の検査記録に代えて試験証明書の写しを提出することができる。 |
| 高圧ガス設備類の製造者による自主検査成績書及びミルシート。 | 1 | 認定品を用いる場合は提出不要。  自主検査成績書には、耐圧試験、気密試験、肉厚、材質等を明記すること。 |
| 工事施工会社の耐圧試験等成績書及び検査実施時の写真（配管全系及び圧力計の指針が読みとれるもの）並びにミルシート | 1 | 認定品を用いる場合は提出不要。  耐圧試験等成績書には、試験実施年月日、実施場所、気温、試験範囲、圧力、試験流体、保持時間及び立会者等を明記すること。 |
| 高圧ガス設備の気密試験成績書及び検査実施時の写真（圧力計の指針が読みとれるもの。） | 1 | 試験実施年月日、実施場所、気温、試験範囲、圧力、試験流体、保持時間及び立会者等を明記すること。 |
| 設備の基礎及び障壁の構造、工程がわかる写真等 | 1 |  |
| 保安設備の作動試験成績書 | 1 |  |
| 圧力計、液面計等の計測機器の基準器との比較検査成績書 | 1 |  |
| その他、高圧ガス保安法第8条第1号に定める技術上の基準の確認に必要な書面又は図面等 | 1 |  |

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 液化石油ガスの製造のための施設であって液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に基づく完成検査 | | 6,100円 |
| その他 | 施設の設置工事 | 鳥取県手数料徴収条例第2条(136)又は(138)に掲げる額の4分の3の額 |
| 施設の設置工事 | 鳥取県手数料徴収条例第2条(137)又は(139)に掲げる額の4分の3の額 |

（いずれも工事の対象となる施設1件につき）

○処理能力により手数料額は異なります。詳細は、県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」に掲載されている「高圧ガス保安法関係手数料早見表」を参照ください。ご不明の点は、下記申請先に問い合わせください。

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第１３（一般則第３１条、第３２条）（液石則第３２条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製造施設完成検査申請書 | 一　般  液　石 | ×整理番号 |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| ×許可番号 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日  鳥取県指令第　　　　　　　　　　　号 | | |
| 完成年月日 |  | | |

年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。